

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第11条第6項

処 分 の 概 要：獵銃等射撃指導員の許可の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2（所持許可）、第11条第6項（許可の取消し）

処 分 基 準：

年少射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた獵銃等射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係る空気銃を所持した場合において、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときに、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第11条第7項

処 分 の 概 要：クロスボウ射撃指導員の許可の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の3（所持許可）、第11条第7項（許可の取消し）

処 分 基 準：

クロスボウ射撃資格者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第5号の3の規定による許可を受けたクロスボウ射撃指導員の監督に従わないで当該許可に係るクロスボウを所持した場合において、クロスボウ射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められるときに、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第11条第8項

処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等又は刀剣類の提出命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項から第4項まで及び第8項（許可の取消し及び仮領置）、第27条第1項（提出命令）

処 分 基 準：

当該銃砲等又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項	第11条の3第1項
処 分 の 概 要	年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）	奈良県公安委員会
法 令 の 定 め：	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第6号まで、第12号、第13号及び第15号から第18号まで（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号（獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第9条の13（年少射撃資格の認定）、第11条の3第1項（年少射撃資格の認定の取消し）
処 分 基 準：	<p>法定の取消事由のうち、</p> <p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。）等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げる罪に当たる行為をいう。）を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>2 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、年少射撃資格の認定を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該年少射撃資格者が、空気銃を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的、合理的に存在すると認められる場合等をいう。</p>
問 い 合 わ せ 先	生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：	

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第 11 条の 3 第 2 項
処 分 の 概 要：年少射撃資格の認定の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 13（年少射撃資格の認定）、第 11 条の 3 第 2 項（年少射撃資格の認定の取消し）
処 分 基 準： 年少射撃資格者による当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、認定を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第 12 条の 3
処 分 の 概 要：調査のための受診命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（所持許可）、第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで（許可の基準）、第 9 条の 13 第 1 項第 1 号（年少射撃資格の認定）、第 12 条の 3（報告徴収等）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条若しくは第 6 条の許可を受けた者又は第 9 条の 13 の年少射撃資格の認定を受けた者が、同法第 5 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第13条の3第1項

処 分 の 概 要：調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の提出命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第5条第1項第3号から第5号まで及び第18号（許可の基準）、第12条の3（報告徴収等）、第13条の2（公務所等への照会）、第13条の3第1項（調査を行う間における銃砲等又は刀剣類の保管）

処 分 基 準：

当該銃砲又は刀剣類を用いて危害が引き起こされてしまうおそれがある場合等、一定の欠格事由に該当する疑いがある者に、調査を行う間、これらを保管させておくことが適当ではないと認めるときは、当該銃砲等又は刀剣類の提出を命ずるものとする。

なお、銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的、合理的に存在すると認められる場合等をいう。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第27条第1項

処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の提出命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項（所持の禁止）、第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第10条第1項（運搬、携帯の制限）、第14条（登録）、第21条（所持の態様についての制限）、第27条第1項（提出命令）

処 分 基 準：

当該銃砲等又は刀剣類の所持が本法の所持の禁止に違反している場合、不正な手段により許可又は登録を受けた場合、携帯違反に関し他の法令に触れる行為があった場合、携帯違反について再発のおそれがある場合等は、提出を命ずるものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：